

危機管理における養護教諭の役割

1 学校における危機管理

2 養護教諭の役割



Ⅰ 学校における危機管理



Ⅰ 学校における危機管理

学校において想定される危険・危機

～自校における危険・危機を想定してみましょう～

Ⅰ 学校における危機管理

学校において想定される危険等

・日常的な学校管理下における事故等

(体育や運動部活動での事故、頭頸部外傷、熱中症、食物アレルギーなど、死亡や障害を伴う重篤な事故等)

・犯罪被害

(不審者侵入や略取誘拐など、通学・通園中を含め、児童生徒等の安全を脅かす犯罪被害)

・交通事故

(通学・通園中、校外活動中の交通事故)

・災害(地震・津波や風水害などによる被害)

・その他の危機事象

(学校に対する犯罪予告、弾道ミサイルの発射等)

子供たちの命を守るために



学校の危機管理マニュアル 作成の手引



文部科学省

Ⅰ 学校における危機管理

記載例や様式も
掲載されています。

チェックリスト編

解説編

サンプル編



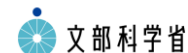
【各編の内容】

- ① マニュアルの基本事項
- ② 事前の危機管理
- ③ 発生時（初動）の危機管理
- ④ 事後の危機管理

「特にここが弱点なので見直したい」という部分から、評価・見直しを始めてみましょう。

学校安全推進のための
教職員向け研修・訓練
実践事例集

令和3年6月



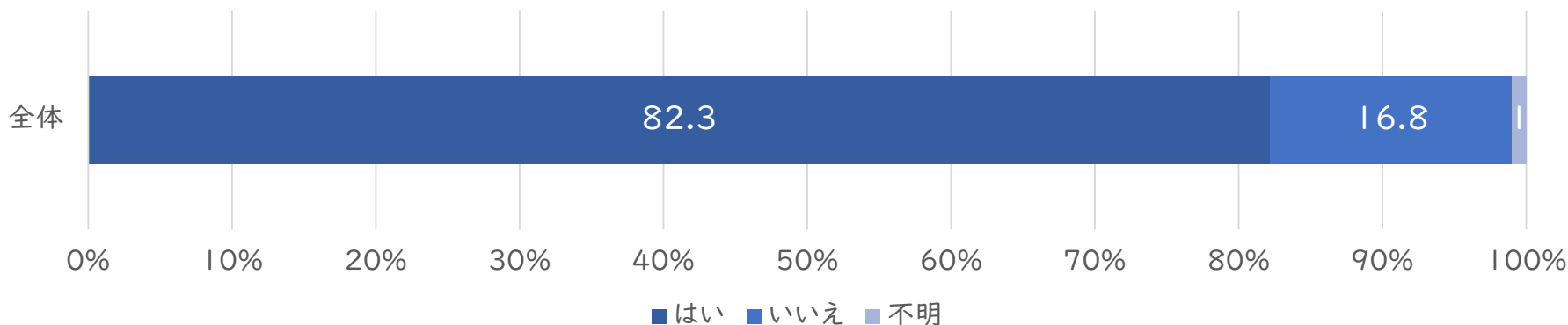
文部科学省



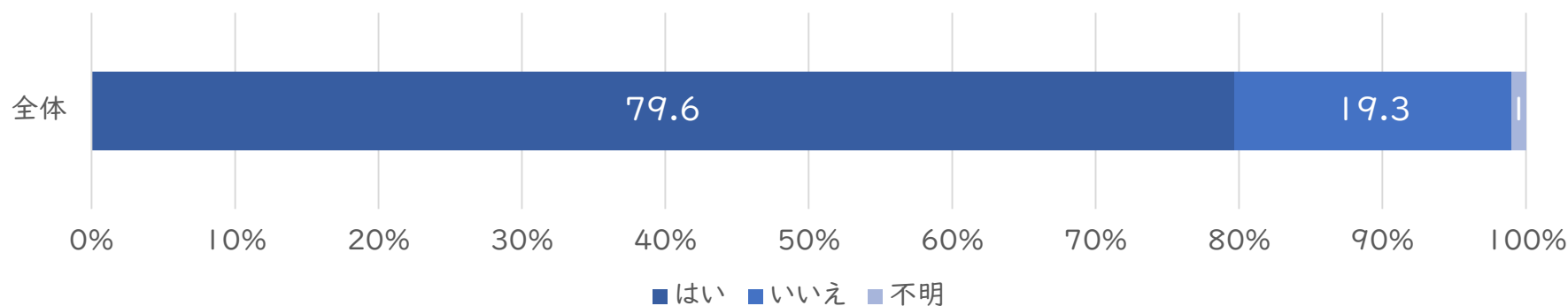
ASUKAモデルを活用した
傷病者発生時のシュミレー
ション研修の実践も掲載さ
れています。

Ⅰ 学校における危機管理

○ 危機管理マニュアルは職員会議で検討・周知されていますか



○ 危機管理マニュアルの見直しを毎年度行い、実効性のあるものに行っていますか。



Ⅰ 学校における危機管理

負傷・疾病の概要（小学校）

□**場合**：「休憩時間」に最も多く発生。

□**場所**：「運動場・校庭」が最も多く、次いで「体育館・屋内運動場」

□**用具・遊具等**：「鉄棒」が最も多く、次いで「雲てい」、「ぶらんこ」

□**部位**：「手・手指部」が最も多く、次いで「足関節」「眼部」「頭部」

□**運動指導内容（実施種目）**：

「跳箱」が他の種目より格段に多い。

次いで「バスケットボール」「マット運動」「ドッジボール」

Ⅰ 学校における危機管理

負傷・疾病の概要（中学校）

□**場合**：「課外指導」に最も多く発生。

ほとんどが、「体育的部活動」によるもの。

□**場所**：「体育館・屋内運動場」と「運動場・校庭」

□**部位**：「手・手指部」が最も多く、次いで「足関節」「膝部」
「眼部」「足・足指部」

□**運動指導内容（実施種目）**：球技中のけがが7割以上。

「バスケットボール」「サッカー・フットサル」、次いで、
「バレーボール」「野球（含軟式）」

Ⅰ 学校における危機管理

負傷・疾病の概要（高等学校）

□場合:「課外指導」に最も多く発生。

ほとんどが、「体育的部活動」によるもの。

□場所:「体育館・屋内運動場」と「運動場・校庭」が全体の6割以上。

□部位:「足関節」と「手・手指部」が多い。

大項目で見ると「下肢部」が全体の4割を超え、最も多い。

□運動指導内容（実施種目）:球技中のけがが8割以上。

「バスケットボール」次いで、「サッカー・フットサル」、
「バレーボール」「野球（含軟式）」の順で多い。

Ⅰ 学校における危機管理

死亡事例

(中1・男子生徒)熱中症

中学校運動場において、1年生男子生徒がハンドボール部の練習中(ランニング後)に意識を失って倒れ、救急搬送される事故が発生した。翌日に当該生徒は搬送先の病院において死亡した。

事故当日の練習では、当該生徒は午前8時過ぎに登校し、他のハンドボール部員と一緒に練習に参加した。その後、当該生徒は給水することなく約35分間のランニングをした後に倒れた。

Ⅰ 学校における危機管理

死亡事例

(小4・男子児童) 全身打撲

体育の授業(サッカー)中、キーパーをしていた男子児童が味方がゴールを決めたことに喜び、自陣のゴールネットにぶら下がったところゴールが倒れ、児童は落下し、さらに倒れてきたポストの下敷きになった。担任と数人の児童が駆け寄りゴールポストを持ち上げ児童を移動させたが、児童は倒れたまま、唇から出血した状態であった。児童は病院に搬送され、その後、大学の高度救命救急センターへ移送されたが、死亡が確認された。

死亡事例

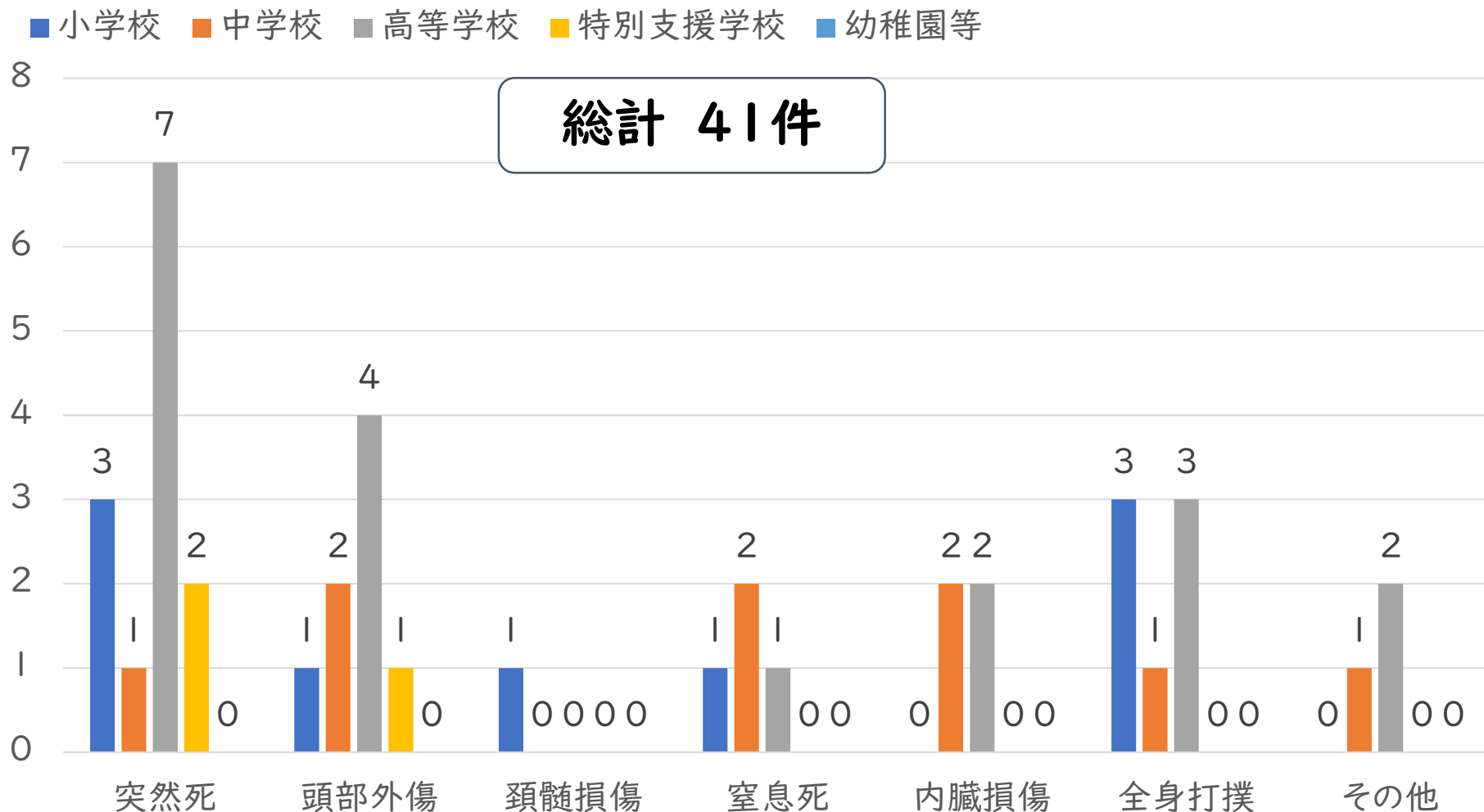
(小5・女子児童)その他

給食後体調を悪くして救急搬送されたが、夕方に死亡が確認された。行政解剖の結果、死因は食物アレルギーによるアナフィラキシーの疑いということであった。

女子児童には乳のアレルギーがあり、献立に乳が含まれていたため(チーズ入りチジミ)は、除去食を提供されていた。

Ⅰ 学校における危機管理

学校の管理下の死亡の発生件数 (令和4年度 給付対象事例)



Ⅰ 学校における危機管理

危機管理の二つの側面

危険



事前の危機管理
リスク・マネジメント

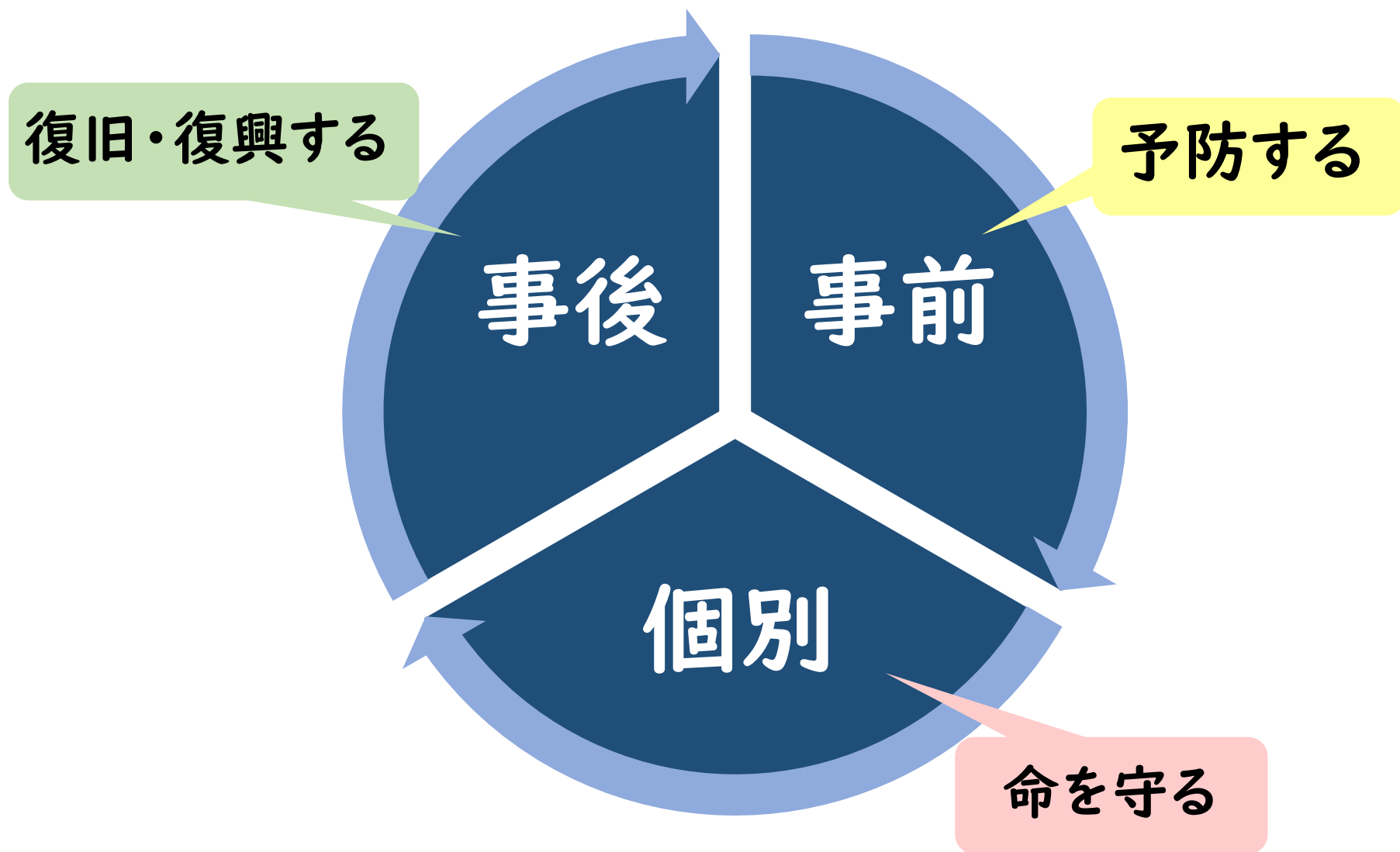
(危機)
事件・事故
発生



事後の危機管理
クライシス・マネジメント

被害

Ⅰ 学校における危機管理



予防する

事前の危機管理

- ・点検
- ・避難訓練
- ・教職員研修
- ・安全教育

その後の対応全てにつながる。

いつ起こるかわからない事故等にきちんと備えることが重要。

命を守る

個別の危機管理

・緊急事態の発生

実際の対応時は、マニュアルを見る余裕はありませんが、教職員の適切な判断と指示が必要です。事前に教職員がしっかりと理解しておくことが大切です。

復旧・復興する

事後の危機管理

- ・事後の対応
- ・心のケア
- ・調査、検証、報告、再発防止

2 養護教諭の役割



2 養護教諭の役割

救急処置における緊急時の対応の留意点

- ① 迅速に適切な救急・救命処置を行い、生命の安全を最優先する。
- ② 保護者には、状況を丁寧に説明し、誠意をもって対応する。
- ③ 事故発生時からの記録をとる。
問題点を明確にし、再発防止を図る。
- ④ 警察や報道機関への対応は、窓口を一本化する。



学校保健の課題とその対応
—養護教諭の職務に関する調査結果から—
令和2年度改訂

公益財団法人 日本学校保健会

2 養護教諭の役割

救急処置の評価の視点（自己評価・他者評価）

- 救急体制について全教職員の共通理解を図ったか。
- 救急箱、担架、AED等の整備及び位置が明示されており、周知されているか。
- 事故発生時に教職員の役割分担のもとに速やかに行動ができたか。
- 傷病者等に対して的確な判断と処置ができたか。
- 地域の医療機関等と連携できたか。
- 保健指導などの適切な事後措置を行えたか。

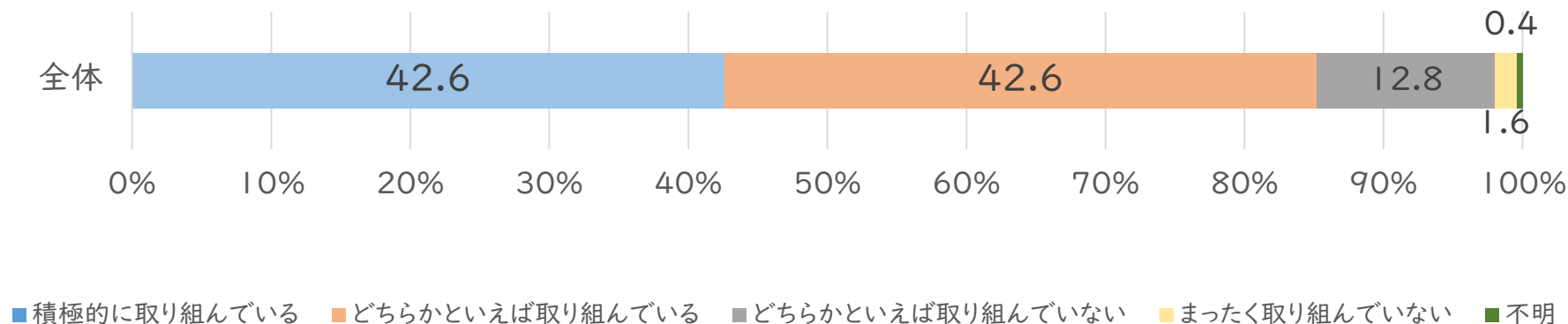
2 養護教諭の役割

総合的判断

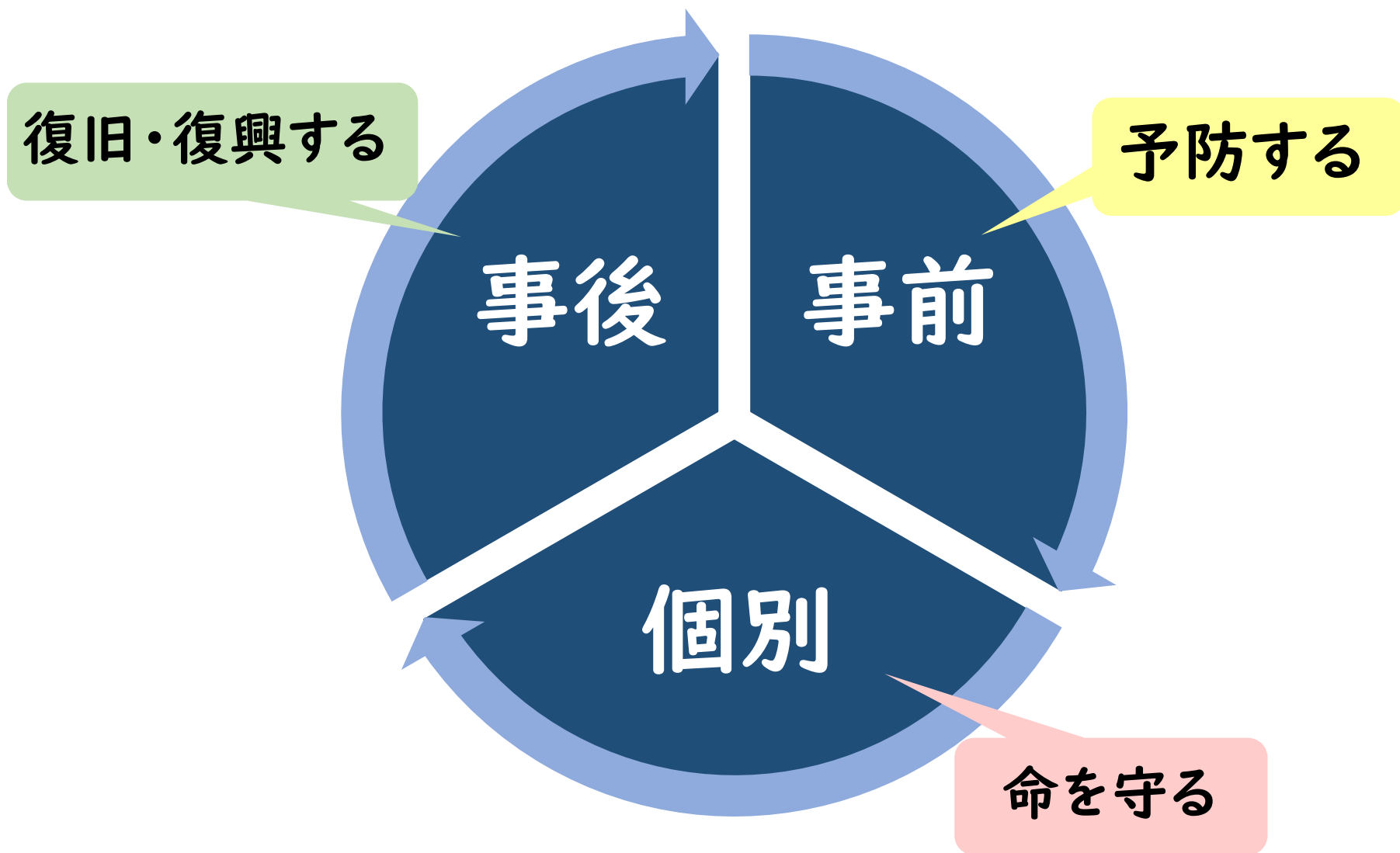
症状の的確な見極め、受診の必要性の判断

校内研修の充実

校内研修の企画・実施にどれくらい取り組んでいますか



2 養護教諭の役割



2 養護教諭の役割

予防する

危険箇所の抽出・分析・管理

【点 検】



提供される情報から

ヒヤリハットを
経験した場所

校内でけがを
した場所

重大事故に発展した
可能性がある場所



過去の事故等の発生に関する情報から

保健室のデータを定期的に分析（けがをした場所の集計）



事故等の発生条件に関する情報から

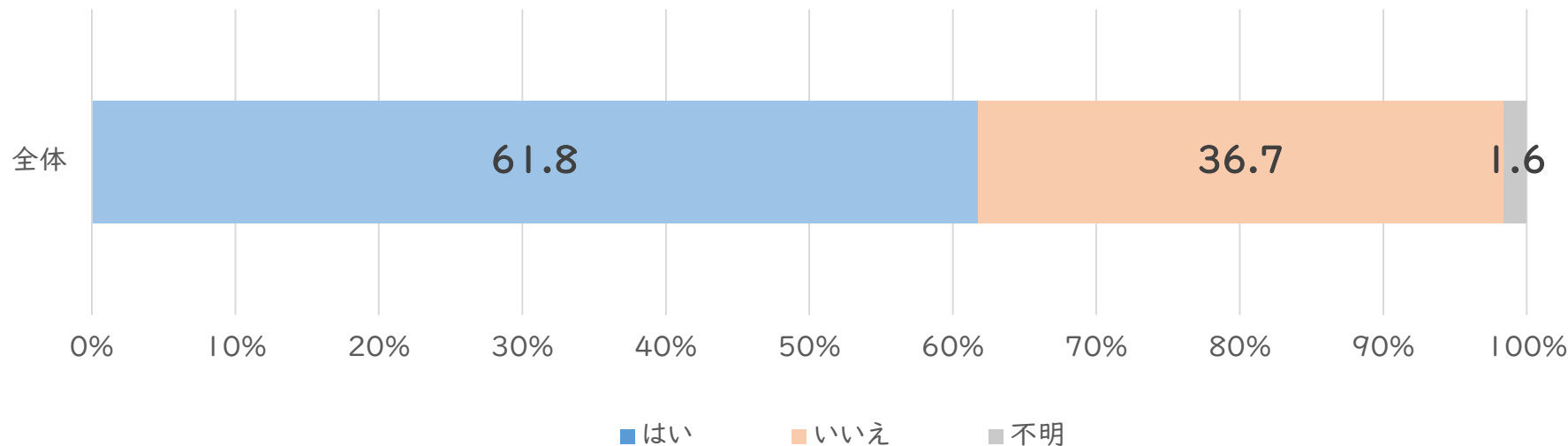
学校施設内及び通学環境内における、事故等と結びつく環境条件を見いだす

2 養護教諭の役割

予防する

【心のケア】

事件事故や災害等危機発生時の心のケアに対して日常から取り組んでいますか



学校保健安全法 第29条

- 1 危険発生時の対処要領（危機管理マニュアル）を作成
- 2 1の職員に対する周知、訓練等の必要な措置の実施
- 3 心のケア（心的外傷からの回復）に必要な支援の実施

2 養護教諭の役割

予防する

【教職員研修】

最新の情報を取り入れた校内研修の充実

研修内容の例

- ・危機管理マニュアルに基づく防災・防犯等の避難訓練
- ・事故発生時の対応訓練
(被害児童生徒及び保護者への対応含む)
- ・AEDを含む心肺蘇生法などの応急手当に関すること
- ・エピペン®の使用方法を含むアレルギーへの対応に関すること
- ・校内の自己統計や事故事例、日本スポーツ振興センターの情報等を活用した安全な環境整備
- ・児童生徒等に対する安全教育に関すること
(身に付けさせる安全に関する資質・能力、安全教育の教育課程への位置づけ、教科等における指導内容や教材等に関する共通理解)
- ・児童生徒等の心のケアに関すること など

2 養護教諭の役割

予防する

【安全教育】

1 危険予測・危機回避能力の育成

児童生徒自身が危険を予測し、自ら回避できる力を育成する

2 教育活動全体を通じた安全教育

学校安全計画に位置付けて、系統的・計画的に

3 地域の人材・資源の活用

警察署、消防署等専門家との連携
地域で安全を守る人々について調べたり体験したりする

2 養護教諭の役割

命を守る

事故発生時の対応の基本

応急手当を実施する際の留意点

【救命処置が一刻を争う】

- 被害児童生徒の生命に関わる緊急事案の場合
→ 管理職への報告よりも**救命処置を優先**する。
- 事故等の状況や被害児童生徒の様子に**動揺しない**。
その他の**児童生徒の不安を軽減**するような対応をする。
- 対応や結果について**記録に残す**ことを心掛ける。

2 養護教諭の役割

命を守る

事故発生時の対応の基本

救命処置が一刻を争う

心肺停止が起こった直後には「死戦期呼吸」（しゃくりあげるような呼吸が途切れ途切れに起こる呼吸）と呼ばれる呼吸が見られる場合もありますがこれは正常な呼吸ではありません。

救命処置においては、意識や呼吸の有無が「分からない」場合は、呼吸と思えた状況が死戦期呼吸である可能性にも留意して、意識や呼吸がない場合と同様の対応とし、速やかに心肺蘇生とAED装着を実施する必要があります。

勤務先の先生方は、
「死戦期呼吸」について
ご存知でしょうか。



教職員研修

体制整備

体育活動時等における
事故対応テキスト

～ASUKAモデル～

さいたま市教育委員会
平成24年9月30日

【ASUKAモデル】

2 養護教諭の役割

命を守る

事故発生直後の迅速な対応

【被害児童生徒等の保護者への連絡の留意点】

- 事故等の発生（第一報）を可能な限り早く連絡する。
事故等の概況、けがの程度などの情報を整理した上で
行う。
- 被害の詳細や搬送先の医療機関等、ある程度の情報
が整理できた時点で第二報を行う。以後、正確かつ迅速
な連絡を行う。

2 養護教諭の役割

命を守る

登下校時及び校外活動時における事故等発生時の留意点

【登下校時に事故が発生した場合の留意点】

- 状況把握
- 対応決定

【校外活動中に事故等が発生した場合の留意点】

- 状況把握
- 対応決定

- **事前の対策→AEDの設置場所、
使用方法の確認**

2 養護教諭の役割

命を守る

様々な事故への対応

頭頸部外傷への対応

「脳振盪」「急性硬膜下血腫」「頸髄・頸椎損傷」など

頭頸部外傷予防のために	事故発生後の対応
○男子に多い ○競技経験が浅い者に起こりやすい 【参考資料】 「学校の管理下における体育活動中の 事故の傾向と事故防止に関する調査研究」 －体育活動における頭頸部外傷事故防止の留意点－ 調査研究報告書 (独立行政法人 日本スポーツ振興センター)	○決してすぐに立たせない ○意識障害の有無を確認 →意識障害が続く場合は直ちに救急車 要請 ○脳振盪への対応 意識消失から回復した場合も速やかに 受診し、医師の指示を仰ぐ

2 養護教諭の役割

命を守る

様々な事故への対応

熱中症への対応

学校管理下での熱中症死亡事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動によるもの

熱中症予防のために	事故発生後の対応
○WBGT等を測定し、 「熱中症予防運動指針」等を参考に ○熱中症になりやすい人 肥満傾向の人 暑さに慣れていない人 体調が悪い人 (事前の体調のチェックを行う)	○けいれん、ふらつき、めまい、吐き気があった場合は、涼しい場所へ避難させ、冷却と水分補給をさせる。 ○意識の喪失があった場合は、直ちに救急車を要請する。(意識がある場合でも、状況に応じて救急車を要請する。)

2 養護教諭の役割

命を守る

様々な事故への対応

食物アレルギーへの対応

アレルギー疾患の理解と 正確な情報の把握	日常の取組と事故予防
○食物アレルギー対応委員会の設置 ○「ガイドライン」と 「学校生活管理指導表」の活用	○学校生活管理指導表を踏まえた 日常の取組 ○献立の作成と検討 ○給食時における配慮

2 養護教諭の役割

復旧・復興する

児童生徒の安全確認・下校方法等の検討

安否確認	引渡しと待機
状況別に整理しておく ○児童生徒等が校内にいる場合 ○登下校中や自宅にいる場合 ○安否情報の集約 ・負傷者名簿を備えておく ・負傷者がいる場合の体制 →応急処置、救急車要請 ・連絡、通信手段の複線化	○引渡しの判断 ・安全を第一に考えた判断 ○引渡し手順の明確化 ・実態を踏まえた対策 ・配慮が必要な児童生徒の対応
教育活動の継続	
○校舎の使用計画等 ○養護教諭・SC・学校医との連携	

2 養護教諭の役割

復旧・復興する

事故等に遭遇

心のキズ

- 持続的な再体験
- 体験を連想させるものからの回避や感情がまひしたような症状
- 感情・緊張が高まる

支援体制の確立

学校を中心として専門家（精神科医、カウンセラー等）・地域の関係機関等との連携

P
T
S
D
の
予
防
・
対
応

心
の
健
康
状
態
の
把
握

2 養護教諭の役割

復旧・復興する

事故等に遭遇

心のキズ

P
T
S
D
の
予
防
・
対
応

○持続的な再体験

- ・体験した出来事を繰り返し思い出し、悪夢を見たりする
- ・体験した出来事が目の前で起きているかのような生々しい感覚がよみがえる（フラッシュバック）等

○体験を連想させるものからの回避や感情が麻痺したような症状

- ・体験した出来事と関係するような話題などを避けようとする
- ・体験した出来事を思い出せない
- ・人や物事への関心が薄らぎ、周囲と疎遠になる 等

○感情・緊張が高まる

- ・よく眠れない、イライラする、怒りっぽくなる、落ち着かない
- ・物事に集中できない、極端な警戒心をもつ、ささいなことで驚く 等

心
の
健
康
状
態
の
把
握

2 養護教諭の役割

復旧・復興する

非常災害時の心のケアが、
効果的に行われるためには

PTSDの予防・対策

- 普段の生活リズムを取り戻す
- 症状が必ず和らいでいくことを伝え、
安心感を与える
- 児童生徒等が嫌がることはしない

心身の健康状態の把握

- 日常生活の健康観察
- 質問紙による調査
- 保健室の来室状況
- 保護者等の情報

※ 学校は、養護教諭を中心として
心身の健康状態の把握に努める

教育相談や健康相談を日頃から教育活動に位置付けておく

2 養護教諭の役割

- ・児童生徒のケアの第一次的な担い手は、担任と保護者
 - ・養護教諭は二次的な支援者
 - ・必要に応じてSC等と連携して担任や保護者をバックアップ
 - ・特別な配慮を必要とする児童生徒のケア
 - ・必要に応じて外部の専門機関と連携
- ※ 基本的には、日頃の教育相談・健康相談と同じ

気になっていることがあれば、自然に語れる雰囲気を

まずは、自分の心身の健康が大切です

【心のケアに関する 参考資料】

学校における 子供の心のケア

— サインを見逃さないために —



平成26年3月



文部科学省

○子どもの心のケアのために

(平成22年7月 文部科学省)

○子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き

(平成22年3月 文部科学省)

○学校における子供の心のケア

—サインを見逃さないために—

(平成26年3月 文部科学省)

○子供たちを見童虐待から守るために

—養護教諭のための児童虐待マニュアル—

(平成26年3月 公益財団法人 日本学校保健会)

○子供に伝えたい自殺予防

—学校における自殺予防教育導入の手引—

(平成26年7月 文部科学省)

○学校事故対応に関する指針

(平成28年3月 文部科学省)

○学校の危機管理マニュアル作成の手引き

(平成30年2月 文部科学省)

○「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育

(平成31年3月 文部科学省)

参考資料

学校における 突然死予防必携

— 改訂版 —



NAASH National Agency for the Advancement of Sports and Health
独立行政法人日本スポーツ振興センター

学校における突然死予防必携
— 改訂版 —

平成23年2月

独立行政法人 日本スポーツ振興センター

心肺蘇生の実践と AEDの活用

～ 児童生徒の心臓突然死ゼロを目指して ～



公益財団法人日本学校保健会

心肺蘇生の実践とAEDの活用

平成31年3月

公益財団法人 日本学校保健会

学校における 薬品管理 マニュアル

令和4年度
改訂



公益財団法人 日本学校保健会

学校における医療用医薬品の預かりと管理の流れ(モデル例)なども示されています。

学校における薬品管理マニュアル

令和5年 3月

公益財団法人 日本学校保健会

○医師法第17条の解釈について

(文部科学省通知 平成25年11月)

○学校給食における食物アレルギー対応指針

(文部科学省通知 平成27年3月)

○学校におけるてんかん発作時の坐薬挿入について

(文部科学省連絡 平成29年8月)

○学校等におけるてんかん発作時の口腔溶液
(ブラコム®)の投与について

(文部科学省事務連絡 令和4年7月)